

報告第13号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月2日 報告

守谷市長 松丸修久

報告	頁数
13号	1

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

守谷市長 松 丸 修 久



1 和解の相手方

住所 ○○○○○

氏名 ○○○○○

2 和解の内容

(1) 事故発生日

令和7年3月5日 午後4時00分頃

(2) 事故発生場所

守谷市内

(3) 事故の概要

○○○○○様が貨物自動車で行中、集水桝の縞鋼板が跳ね
上がり、左側の後部バンパーを損傷させた。

(4) 損害賠償額

41,444円

報 告	頁 数
13号	2